

平成 26 年 2 月 25 日

「平成 26 年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う関係告示の一部改正等に関する意見の募集について」
障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会
代 表 光 増 昌 久

日中支援加算に関して（Ⅰ）

高齢者、障害程度区分 4 以上の入居者で外部の活動が出来ない場合、個別支援計画でグループホームでの日中支援の内容が明記されれば初日から算定できるようになっているが、計画相談を優先し、個別支援計画も併用して事業所誘導にならないように入居者本人の要望意見を反映できるようにすべきだ。

日中支援加算（Ⅱ）3 日からの算定は変わらないが、就労の他、障害福祉サービスに限定しないで、加算対象の外部の活動の制限をなくすように要望したい。

夜間支援体制加算

基本報酬が低くて十分な夜間の職員配置ができない実態がある中、21 年の報酬改定である程度は改善できたが、今回の見直しでは、夜勤、宿直の勤務形態に主眼を置いたので、夜勤手当、宿直手当の加算になった。また一人の夜間支援職員が何人を支援するかに着目したので、今までのような障害程度区分による加算ではなくなったので、障害程度区分が 5・6 の高い人のグループホームは、5 人以上になると従前の加算より低くなった。

また検討会、ヒヤリングなどで、4 人以下の夜間支援体制を評価すべきとの意見が取り入れられていない。少なくとも入居者 3 人、2 人に 1 人の夜間支援員を配置して、障害の重い人の地域生活を支援している事業所もあるので 4 人以下を 3 人以下 2 人以下の夜間支援を評価するようにしてほしい。

本来なら宿直、夜勤職員が基本報酬で採用でき、更に手当が上乗せできるような報酬体系が実現されるべきで、夜勤手当、宿直手当だけに着目すると現在のグループホームの夜間支援の実態から乖離することになりかねない。

また、夜間支援について事業所毎に理解の相違を引き起こす可能性があり、必要な人員配置をすること以外に、夜間支援についての業務の範囲など、具体的なルールを示す必要があるのではないかと。

また、一住居単位の夜間支援体制でも、夜勤、宿直が混在する場合がありますので、報酬算定では経過措置を設けるなど柔軟な請求が出来るように配慮すべきだ。

医療連携体制加算（Ⅴ）

介護保険のグループホームと同じ医療連携体制加算の位置づけだが、小規模事業所などでは正看を配置することが困難な場合がある。しかし、この加算の趣旨から考慮して、当面は経過措置を設けるなど准看の配置でも加算の対象にしてほしい。この場合は将来的に、正看、准看配置で加算を二段階にしてもいいのではないかと。

今回の検討会では十分な論議ができなかった事項もあるので、平成 27 年の報酬改定に向けて時間をかけ、グループホームのあり方、特に小規模でも運営できる報酬体系をどう実現できるかを検討する場を設けてほしい。また入居者の声、意見を反映できるようにしてほしい。

〒 2 3 1 - 0 8 0 6 横浜市 中区 本牧町 1 - 1 2 0
障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会
代 表 光 増 昌 久